

潟上市パブリック・コメント手続実施に関する指針

平成 24 年 12 月 13 日

告示第 123 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この告示は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への積極的な参画を促進し、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第 2 条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の案の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第 3 条 この指針において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この指針において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) 市が行う事務又は事業に利害関係を有するもの。

(対象)

第 4 条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(4) 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

(適用除外)

第5条 次に掲げる場合は、本告示の規定を適用しない。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの

(2) 国又は他の自治体の政策等と同一の政策等を定める必要があるもの

(3) 特に専門的な知識を要するもの

(4) 法令の改正又は廃止に伴う条、項等の移動、用語の整備等の軽微な改正

(5) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(政策等の案の公表等)

第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案の概要

(2) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付並びに市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(予告)

第7条 実施機関は、前条の規定により政策等の案等及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「政策等の案等」という。）を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙及び市のホームページへの掲載等の方法により、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に対する意見等の提出期間

(3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第8条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から20日間以上の期間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定に基づく予告の日から30日以後としなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（団体の場合は団体名及び代表者）及び連絡先を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、潟上市情報公開条例（平成25年潟上市条例第35号）第7条第1項各号に該当する恐れがあるものは除く。

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第10条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続（以下「告示に準じた手続」という。）を経て行った答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、自らパブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この告示と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この告示の手続を行

ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(一覧表の作成等)

第 1 1 条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載などの方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(その他の事項)

第 1 2 条 この告示の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日告示第 42 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

に対する意見書様式

<p>に対するご意見</p>

ご住所	〒 ※法人の場合その所在地		
お名前		連絡先	※日中に連絡が取れるように
勤務先又は学校・事業所名等	※ご住所が潟上市以外の方のみご記入下さい		
指針第3条第2項第5号・6号に該当する理由	※納税義務者・利害関係者が意見提出される場合、その根拠をご記入下さい		

この意見書は 月 日()まで、以下により提出して下さいますようお願いいたします。

【持参】

【郵送】

【ファックス】

【E-mail】

ご意見ありがとうございました。